

千葉市幕張新都心地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成21年3月4日作成

平成21年3月4日公表

2. 千葉市幕張新都心地域公共交通総合連携計画の区域

「新都心・幕張線（幕張本郷駅～海浜幕張～マリンスタジアム）」沿線

3. 千葉市幕張新都心地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

- ・速達性・利便性の向上
- ・輸送能力の向上・強化
- ・環境負荷の軽減

4. 千葉市幕張新都心地域公共交通総合連携計画の目標

JR総武線・京成電鉄千葉線から幕張新都心・JR京葉線への基幹的な公共交通手段である連節バスの速達性・利便性の向上、輸送能力の向上、環境負荷の軽減に取組み、地域の公共交通の活性化及び再生を図ることを目標とする。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

・バス走行環境の改善事業・計画

概要：幕張本郷駅～海浜幕張駅バス停間のバスの所要時間の短縮を図る。

実施主体：千葉市、国土交通省関東運輸局、京成バス（株）、千葉県警、（社）千葉県バス協会

・連節バス車両の更新事業

概要：現行の連節バスを廃止し、ヨーロッパで最も厳しい排出ガス基準を満足したノンステップ連節バスを現在よりも多くの台数導入し、環境負荷の軽減及び輸送力の強化を図る。

実施主体：京成バス（株）

・ICカードシステムの追加導入事業

概要：ICカードシステムを追加導入し、バス乗降時間の短縮を図る。

実施主体：京成バス（株）

・鉄道の運行情報提供事業

概要：停留所及び連節バス車内のディスプレイでJR線・京成線の運行情報を表示するシステムを導入し、バス利用者の利便性の向上を図る。

実施主体：京成バス（株）

・バスロケーションシステムの導入事業

概要：バスロケーションシステムを導入し、バス到着時間情報の提供を行くことで、バス利用者の利便性の向上を図る。

実施主体：京成バス（株）

・バス停待合環境整備事業

概要：幕張新都心地区の洗練されたイメージに合わせた上屋を設置し、バス停待合環境の向上を図る。

実施主体：京成バス（株）

6. 計画期間

平成21年度～平成23年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有

設立年月日：平成20年8月26日

名称：千葉市幕張新都心公共交通活性化協議会

構成員：別添

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

協議会による協議成立年月日：平成21年2月16日

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- ・千葉市幕張新都心公共交通活性化協議会に地域の代表メンバーが参画し、議論を行った。
- ・連携計画策定調査時に対象地域においてアンケートを実施した。

10. その他

・法第7条による提案の有無

有

提案者：京成バス株式会社

提案日：平成20年8月6日

提案内容：幕張新都心とJR総武線方面のバス交通の輸送力強化を図る計画

- ・送付時点において活用を想定している国の支援制度
地域公共交通活性化・再生総合事業（国土交通省）

千葉県幕張新都心公共交通活性化協議会構成員

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	千葉県都市局長
	千葉県都市局都市部長
法第6条第2項第2号	社団法人千葉県バス協会専務理事
	京成バス㈱常務取締役
	東日本旅客鉄道㈱千葉支社総務部企画担当課長
	京成電鉄㈱鉄道本部計画管理部計画担当課長
	千葉県建設局土木部長
法第6条第2項第3号	学識経験者
	幕張新都心まちづくり協議会会長
	千葉県花見川区連絡協議会会長
	千葉県美浜区連絡協議会会長
	国土交通省関東運輸局企画観光部交通企画課長
	国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官
	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長
	千葉県警察本部交通部交通規制課長
	千葉県警察本部千葉市警察部総務課長
	千葉県千葉西警察署交通課長
	千葉県企業庁地域整備部幕張新都心整備課長